

障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき、手続きが必要となります。

- ・転居・氏名変更
- ・他市町村から大山町に転入
- ・大山町から他市町村へ転出
(転出先の市町村障害福祉担当窓口にご相談下さい。)
- ・手帳の紛失・破損
- ・手帳所持者の死亡
- ・身体障害者手帳取得から10年経過したとき

各種助成制度

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分(保険適用分)の2分の1相当額を助成。(食事療養費・室料などは対象外)

◆対象者

次の項目にすべて該当する方

①身体障害者手帳(3級〜6級)・療育手帳(B判定)・精神障害者保健福祉手帳(2級

お持ちの古くとも1年以上経過した写真が10年以上経過した場合は、顔写真の交付を拒否する場合があります。写真1枚が1cm×4cm(タテヨコ)が必要です。

3級のいずれかをお持ちの方。

②15歳(中学校在学中を除く)から69歳(後期高齢者医療対象者を除く)の方。

③所得税非課税の方。

◆手続きに必要なもの

領収書(保険点数のわかるもの。レシートは不可)・印鑑・保険証・障害者手帳

【障害者通所・通院費助成】

次の項目に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。(公的扶助の受給者は除く)

・在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事業所などに通所する場合。

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けている場合は対象外です。

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。(所得税非課税の方が対象。公的扶助の受給者は除く。)

※通院に送迎サービス等を利用している場合は対象外です。

◆手続き・問い合わせ先

大山町福祉介護課

☎0859・54・5207

中山支所総合窓口課

☎0858・58・6112

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

大山町環境審議会を

設置しました

2月13日(水)、役場で大山町環境審議会の初会合を開きました。審議会の委員は11人で、学識経験者、民間団体代表者で構成されています。

審議会では、環境の保全対策、貴重な町の資源である地下水の保全に関することについて、町長の諮問に応じ調査・審議などを行います。

この日は、まず町長から委員一人ひとりに委嘱状を交付。設置の経緯等の説明を行った。

委員 岸本耕二(町商工会会長代行)

委員 椎木孝明(大山森林組合組合長)

委員 近藤忠史(鳥取西部農協名和支所長)

委員 伊澤百子(町教育委員会委員長)

委員 荒金恵美子(町女性団体連絡協議会会長)

委員 中村公(小竹以東公害防止対策委員会委員)

委員 森本詔照(鳥取県さく井協会事務局長)

委員 松本康石(県西部総合事務所生活環境局長)

委員 小西正記(副町長)



▲11人の委員が初会合